

【平成20年度税制改正】

**「産業競争力のための
情報基盤強化税制」の改正について**



METI

Ministry of Economy
Trade and Industry

経済産業省

商務情報政策局

情報政策ユニット

情報基盤強化税制の目的・特徴と 制度改正に伴う主な変更点

目的

高度な情報セキュリティが確保された情報システムの導入により、企業の部門間、企業間の情報共有・活用を促進し、抜本的に国際競争力を強化します。

企業の国際競争力強化

⇒ 部門間・企業間の壁を越えた情報資産の活用により、
「世界トップクラスのIT経営」を実現

- (例) ・ 情報システム間の連携に資する連携ソフトウェア (ESBなど)
- ・ 経営資源計画システム (ERP)
 - ・ 供給連鎖管理システム (SCM)
 - ・ 顧客関係管理システム (CRM)

情報セキュリティの確保

⇒ ISO/IEC15408に基づいて評価・認証された製品の活用等

特徴

- ① 大企業を含め**全ての企業・業種**が対象。
- ② 税額控除と特別償却が企業の状況に応じ、**自由に選択可能**。
- ③ **部門間・企業間のシステム連携に資する連携ソフトウェア**の活用。
- ④ 高度な情報セキュリティを確保するために、**ISO/IEC15408に基づき評価・認証された製品**等の活用。

平成20年度改正による主な変更点

- ① 資本金1億円以下の企業の**取得価額要件を大幅に引き下げ**。
- ② **部門間・企業間で分断されている情報システムを連携するソフトウェア**を新たに対象に追加。
- ③ **SaaS・ASP事業者**が適用対象になることを明確化。
- ④ 資本金10億円超の企業については**一定の取得価額上限**を新たに設定。

※ なお、平成19年度改正に伴い、平成20年4月1日以降の**所有権移転外リース取引による取得が資産の取得と見なされ適用対象 (税額控除のみ)**。

改正後の情報基盤強化税制の制度概要

1. 適用を受けることができる者

青色申告を行う法人又は個人事業者

2. 対象設備

(1) 基本システム (①又は②)

① **サーバー用OS (オペレーティングシステム)** (※1) 【ソフトウェア】

② ①がインストールされた**サーバー** 【ハードウェア】

(2) データベース管理ソフトウェア (①又は②)

① **データベース管理ソフトウェア (DBMS)** (※1) 【ソフトウェア】

② DBMS (※1) + 当該DBMSの機能を利用する**アプリケーションソフトウェア** 【ソフトウェア】

(3) **連携ソフトウェア** (※2) 【ソフトウェア】

(4) **ファイアウォール** (※1) 【ソフトウェア】 【ハードウェア】

((1)～(3)のいずれかと同時に取得されるものに限る)

※1 ISO/IEC 15408に基づいて評価・認証されたもの。

※2 情報処理の促進に関する法律第3条第1項に規定する電子計算機利用高度化計画(平成20年経済産業省告示第61号)において定められたプログラムとして独立行政法人情報処理推進機構(以下「IPA」)により技術上の評価を受けたもの。(平成20年4月1日以降に取得したものに限りませう。)

ISO/IEC15408とは、情報セキュリティの国際標準に基づき、IT製品等が適切に設計され、その設計どおり正しく製品化されているかを検証するための基準を規格化したもので、その評価・認証の効力はCCRA(Common Criteria Recognition Arrangement)加盟国内で相互承認されています。

ISO/IEC15408で評価・認証された関連製品のリストは、IPAの下記ページから参照できます。

<http://www.ipa.go.jp/security/tax/index.html>

また、電子計算機利用高度化計画において定められたプログラムとして、IPAにより技術上の評価を受けた製品のリストは、IPAの下記ページから参照できます。

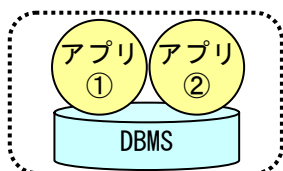
<http://www.ipa.go.jp/software/open/oss/rp/index.html>

※対象投資が複数の資産(システム構築計画に当初から含まれている資産に限ります。)で構成される場合で、機能上一体性を有するにもかかわらず事業の用に供するタイミングが二事業年度にわたる場合、たとえば、上記(2)②のケースでは以下のように取り扱います。

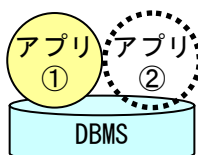
ア DBMS及びアプリ①を事業の用に供したI事業年度においては、他に投資した情報基盤強化設備等の取得価額との合計額が税制適用要件の下限額を上回れば、当該DBMS及びアプリ①は、本税制における特別償却又は税額控除の適用対象資産となります。

イ アプリ②を事業の用に供したII事業年度においては、他に投資した情報基盤強化設備等があった場合で、アプリ②と当該他に投資した情報基盤強化設備等の取得価額との合計額が税制適用要件の下限額を上回れば、当該アプリ②は、本税制における特別償却又は税額控除の適用対象資産となります。

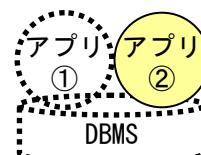
対象投資
全体



I事業年度
投資分



II事業年度
投資分



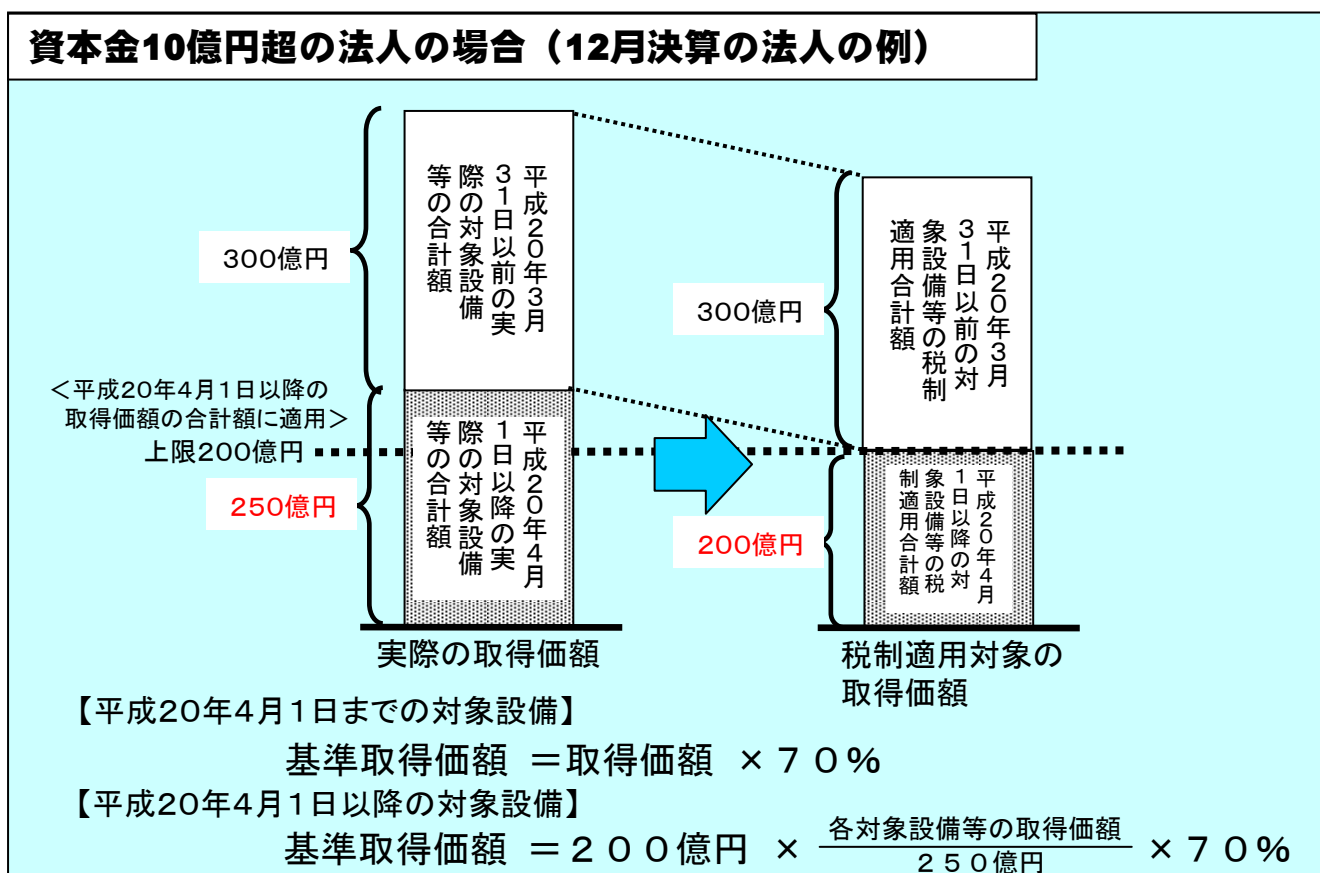
3. 税制特例の概要

上記対象設備の**基準取得価額**に対する**税額控除10%**又は**特別償却50%**を選択適用

基準取得価額

税額控除限度額または特別償却限度額の計算の基礎となる価額で、**取得価額(※)の70%**が基準取得価額となります。

※ 資本金10億円超の法人については、平成20年4月1日以降に取得した対象設備等の取得価額の合計額が事業年度単位で200億円を超える場合、当該対象設備等の取得価額の合計額が200億円になるよう各対象設備等の取得価額について調整計算を行います。



税額控除制度

当期に支払うべき法人税額から一定割合を控除する制度。

$$\text{基準取得価額の合計額} \times 10\%$$

特別償却制度

対象となる設備等について、事業の用に供した最初の事業年度において、その資産の基準取得価額の一定割合相当額を普通償却限度額に加算して償却できる制度。

$$\text{基準取得価額} \times 50\%$$

4. 取得価額の要件

本税制の適用を受けるためには、当該事業年度において、対象設備等の全ての**取得価額の合計額**が一定金額以上となる必要があります。

	取得価額の下限
資本金10億円超の法人	1億円(※1)
資本金1億円超 10億円以下の法人	3,000万円
資本金1億円以下の法人 又は個人事業者	70万円(※2)

※1 ただし、「3. 税制特例の概要」中「基準取得価額」で説明したとおり、資本金10億円超の法人については、平成20年4月1日以降に取得した対象設備等の取得価額の合計額が事業年度単位で200億円を超える場合、当該対象設備等の合計額が200億円になるよう各対象設備等の取得価額について調整計算を行います。

※2 資本金1億円以下の法人又は個人事業者の取得価額の下限については、以下のような経過措置があります。

資本金1億円以下の法人又は個人事業者の取得価額の下限に関する経過措置

平成20年4月1日をまたぐ事業年度の法人税（又は、平成20年分の所得税）については、以下のように取り扱います。

- ア 当該事業年度の取得価額合計が300万円以上の場合は、本税制の適用を受けることができます。
- イ 当該事業年度の取得価額合計が300万円未満の場合であっても、平成20年4月1日以降に取得した当該事業年度の取得価額合計が70万円以上の場合は、平成20年4月1日以降に取得した対象設備等について本税制の適用を受けることができます。

資本金1億円以下の法人の平成20年4月1日をまたぐ事業年度 (個人事業者については平成20年)			本税制適用対象投資分の範囲
平成20年3月31日までの取得価額の合計額	平成20年4月1日以降の取得価額の合計額	当該事業年度トータルでの取得価額の合計額	
300万円以上	70万円以上	300万円以上	当該事業年度の全期間投資分が対象
300万円以上	70万円未満	300万円以上	当該事業年度の全期間投資分が対象
300万円未満	70万円以上	300万円以上	当該事業年度の全期間投資分が対象
300万円未満	70万円以上	300万円未満	4月1日以降の投資分が対象
300万円未満	70万円未満	300万円以上	当該事業年度の全期間投資分が対象
300万円未満	70万円未満	300万円未満	適用対象外

5. 適用期間と経過措置

平成18年4月1日から平成22年3月31日までに取得した対象設備等について適用

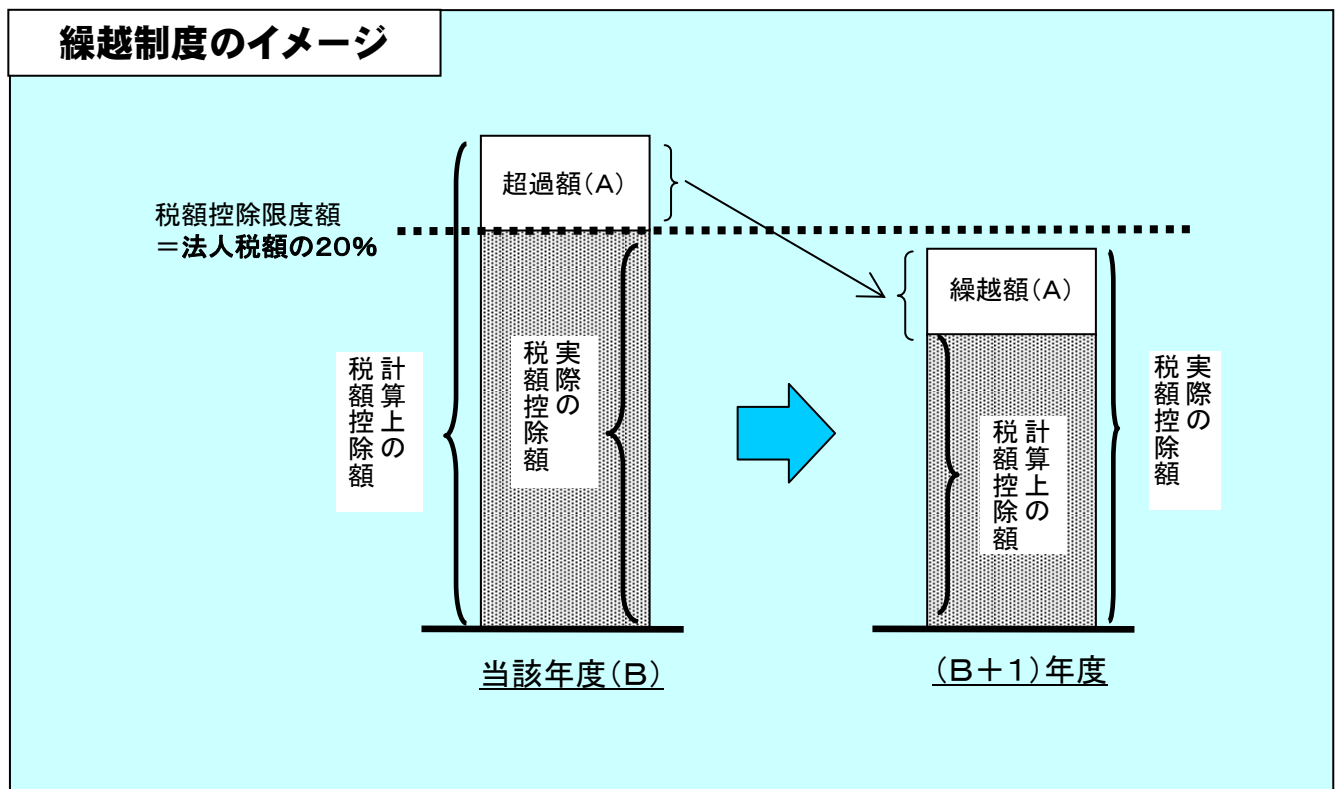
※改正後の税制は、平成20年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税（又は、平成20年分以後の所得税）に適用され、平成20年3月31日以前に終了した事業年度分の法人税（又は、平成19年分以前の所得税）については、従前の制度によります。

なお、平成20年度改正で拡充等が行われた事項については、以下のような経過措置が設けられています。

- ①連携ソフトウェアについては、平成20年4月1日以降に取得したものが対象。
- ②資本金1億円以下の法人又は個人事業者における取得価額下限については、「4. 取得価額の要件」に示す表のとおり経過措置あり。
- ③資本金10億円超の法人における200億円の取得価額上限については、平成20年4月1日以降に取得したものに対して適用。（詳細は「3. 税制特例の概要」の「基準取得価額」に示す図を参照。）

6. 税額控除額の上限について

税額控除額は法人税額の20%を上限。ただし、超過分については1年に限り繰り越すことが可能。



7. 税制適用を受けるための留意点

- ・自社で製作したのも対象となります。
- ・中古品・再リースは対象となりません。
- ・所有権移転外リース取引による取得は税額控除のみ適用可能です。
- ・国内にある当該法人の営む事業の用に供することが必要です。
- ・ネットワーク経由でサービスを提供する事業者（SaaS（Software as a Service）・ASP（Application Service Provider））が、「貸付けの用」（租税特別措置法第10条の6第1項、第42条の11第1項、第68条の15第1項）に供する形態でない形で、顧客にサービスを提供する場合（顧客と賃貸借契約でなく、役務提供契約を結ぶような場合）、当該サービスを提供する事業の用に供することを目的に取得する情報基盤強化設備等についても適用対象となります。
- ・設備を設置しただけでは、事業の用に供したことにはなりません。
- ・サーバーの附属装置（補助記憶装置、電源装置（サーバに附属する無停電電源装置を含みます。））については、サーバーと同時に設置する場合は対象となります。
- ・ソフトウェアについて、複写して販売する原本、試験研究用のものは対象となりません。
- ・本税制の適用を受ける設備等については、他の特別償却制度等の適用を受けることができません。
- ・ISO/IEC15408評価認証製品は、取得時にすでに評価認証を受けている製品のみ対象となります。また、連携ソフトウェアは、取得時にすでにIPAによる技術上の評価を受けている製品のみ対象となります。

8. 具体例

● 資本金5,000億円のA社がX事業年度（3月決算）に下記の社内システムを構築した場合

【1】サーバー（含むOS※1）	70億円（取得）
【2】データベース管理ソフトウェア※1	30億円（取得）
【3】アプリケーションソフトウェア※2	150億円（取得）

※1 ISO/IEC 15408に基づいて評価・認証されたもの。

※2 ISO/IEC 15408に基づいて評価・認証されたデータベース管理ソフトが組み込まれたもの。

対象設備の判定

- 【1】○：「2. (1)②評価・認証されたOSがインストールされたサーバー」の「取得」として対象設備に該当
- 【2】○：「2. (2)①評価・認証されたデータベース管理ソフトウェア」の「取得」として対象設備に該当
- 【3】○：「2. (2)②評価・認証されたデータベース管理ソフトウェアの機能を利用するアプリケーションソフトウェア」の「取得」として対象設備に該当

税額控除を選択した場合

取得価額の合計額【1】+【2】+【3】=250億円 > 200億円
(取得価額の合計額の上限)

資本金10億円超の法人であり、取得価額の合計額が上限額の200億円を超えているので、この場合、本税制の適用対象設備等の取得価額の合計額が200億円になるよう調整計算を行います。

$$\underbrace{200\text{億円} \times 70\%}_{\text{(取得価額合計額の上限)}} \times 10\% = \text{控除金額 } 14\text{億円}$$

(税額控除割合)

(基準取得価額の合計額)

合計14億円の税額控除が可能

(なお、税額控除額は法人税額の20%が限度となります。以下同じです。)

● 資本金7億円のB社がY事業年度に社内システムを構築した場合

【1】サーバー（含むOS※1）	800万円（リース※2、総額）
【2】クライアントPC（含むOS※1）	400万円（リース※2、総額）
【3】データベース管理ソフト※1	500万円（取得）
【4】顧客管理システム※3（自社開発ソフトウェア）	2,000万円（取得）
【5】エンタープライズサービスバス※4（連携ソフトウェア）	400万円（取得）

- ※1 ISO/IEC 15408に基づいて評価・認証されたもの。
 ※2 所有権移転外リース
 ※3 ISO/IEC 15408に基づいて評価・認証されたデータベース管理ソフトが組み込まれたもの。
 ※4 電子計算機利用高度化計画において定められたプログラムとして、独立行政法人情報処理推進機構が技術上の評価を行ったもの。

対象設備の判定

- 【1】○：取得に係る税額控除については、所有権移転外リース取引による取得も税法上の「減価償却資産の取得」と見なされるため「2. (1)②評価・認証されたOSがインストールされたサーバー」の「取得」として対象設備に該当
- 【2】×：対象設備ではない
- 【3】○：「2. (2)①評価・認証されたデータベース管理ソフトウェア」の「取得」として対象設備に該当
- 【4】○：「2. (2)②評価・認証されたデータベース管理ソフトウェアの機能を利用するアプリケーションソフトウェア」の「取得」として対象設備に該当
- 【5】○：「2. (3)連携ソフトウェア」の「取得」として対象設備に該当

税額控除を選択した場合

$$\text{取得価額の合計額【1】 + 【3】 + 【4】 + 【5】} = 3,700\text{万円} \geq 3,000\text{万円}$$

$$\left(\begin{array}{l} \text{取得価額の合計額} \\ \text{（基準取得価額の合計額）} \end{array} \right) \times 70\% \times 10\% = \text{控除金額 } 259\text{万円}$$

（取得価額の合計額の下限）

合計259万円の税額控除が可能

● 資本金3,000万円のC社がZ事業年度に社内システムを構築した場合

【1】サーバー（含むOS※1）	100万円（リース※2、総額）
【2】人事管理システム※3（ソフトウェア）	80万円（取得）
【3】CAD/CAMソフト（ソフトウェア）	100万円（取得）

- ※1 ISO/IEC 15408に基づいて評価・認証されたもの。
 ※2 所有権移転外リース
 ※3 ISO/IEC 15408に基づいて評価・認証されたデータベース管理ソフトが組み込まれたもの。

対象設備の判定

- 【1】○：取得に係る税額控除については、所有権移転外リース取引による取得も税法上の「減価償却資産の取得」と見なされるため「2. (1)②評価・認証されたOSがインストールされたサーバー」の「取得」として対象設備に該当
- 【2】○：「2. (2)②評価・認証されたデータベース管理ソフトウェアの機能を利用するアプリケーションソフトウェア」の「取得」として対象設備に該当
- 【3】×：対象設備ではない。 ※但し、資本金1億円以下であるため、中小企業投資促進税制の適用可能

税額控除を選択した場合

$$\text{取得価額の合計額【1】 + 【2】} = 180\text{万円} \geq 70\text{万円}$$

$$\left(\begin{array}{l} \text{取得価額の合計額} \\ \text{（基準取得価額の合計額）} \end{array} \right) \times 70\% \times 10\% = \text{控除金額 } 12.6\text{万円}$$

（取得価額の合計額の下限）

合計12.6万円の税額控除が可能

9. 対象資産一覧

<p>一 基本システム</p>	<p>イ サーバー用のオペレーティングシステム（ソフトウェア（電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいい、複写して販売する原本及び新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究の用に供されるものを除く。以下この項において同じ。）の実行をするために電子計算機の動作を直接制御する機能を有するソフトウェアのうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一五四〇八に基づき評価及び認証されたものに限る。）</p> <p>ロ サーバー用の電子計算機（当該電子計算機の記憶装置にイに掲げるサーバー用のオペレーティングシステムが書き込まれたものに限るとし、これと同時に設置する附属の補助記憶装置又は電源装置を含む。）</p>
<p>二 データベース管理 ソフトウェア</p>	<p>データベース管理ソフトウェア（データベース（数値、図形その他の情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成するものをいう。以下この号において同じ。）の生成、操作、制御及び管理をする機能を有するソフトウェアであって、他のソフトウェアに対して当該機能を提供するもののうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一五四〇八に基づき評価及び認証されたものに限る。）又は当該データベース管理ソフトウェア及び当該データベース管理ソフトウェアに係るデータベースを構成する情報を加工する機能を有するソフトウェア</p>
<p>三 連携ソフトウェア</p>	<p>連携ソフトウェア（情報処理システム（情報処理の促進に関する法律第二十条第一項第五号に規定する情報処理システムをいう。以下この号において同じ。）から指令を受けて、当該情報処理システム以外の情報処理システムに指令を行うソフトウェアで、次に掲げる機能を有するものうち、同法第三条第一項に規定する電子計算機利用高度化計画において定められた同項第二号に掲げるプログラムとして独立行政法人情報処理推進機構により同法第二十条第一項第五号の技術上の評価を受けたものに限る。）</p> <p>イ 日本工業規格（工業標準化法第十七条第一項に規定する日本工業規格をいう。以下この号において同じ。）×〇〇二七に定めるメッセージの形式に基づき日本工業規格×四一五九に適合する言語を使用して記述された指令を受け、これを日本工業規格×五七三ー八に基づき認証する機能</p> <p>ロ イの指令を受けた旨を記録する機能</p> <p>ハ 指令を行うべき情報処理システムを特定する機能</p> <p>ニ その特定した情報処理システムに対する指令を行うに当たり、当該情報処理システムが実行することができる内容及び形式に指令の付加及び変換を行い、最適な経路を選択する機能</p>
<p>四 ファイアウォール</p>	<p>ファイアウォールソフトウェア（不正アクセスを防御するために、あらかじめ設定された通信プロトコルに基づき電気通信信号を通過させる機能（以下この号において「ファイアウォール機能」という）を有するソフトウェアのうち、インターネットに対応するものをいう。）又はファイアウォール装置（ファイアウォール機能を有するものうち、インターネットに対応するものをいう。）のうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一五四〇八に基づき評価及び認証されたもの（前三号に掲げる減価償却資産のいずれかと同時に設置するものに限る。）</p>

10. ISO/IEC15408評価認証製品のバージョンアップについて

ソフトウェアは、バグの修正、セキュリティパッチの適用等により日々バージョンアップが行われることが一般的であり、ISO/IEC15408に基づく評価認証製品についても同様にバージョンアップが行われます。ところで、ISO/IEC15408に基づく評価認証は、製品のバージョンまで特定して行われるため、バージョンアップ前にISO/IEC15408認証製品に該当していたソフトウェアであっても、バージョンアップ後のソフトウェアを購入した場合には、本税制の適用対象資産に該当しないのではないかと疑義が生じていました。

そこで、メンテナンス型のバージョンアップが行われた製品（実質的にISO/IEC 15408評価認証製品とセキュリティ機能上同様の状況にある製品。）については、本税制の適用対象資産に該当することを明確にしました。詳細は、国税庁の下記ページをご参照ください。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/hojin/27/05.htm>

また、当該バージョンアップ製品のリストは、IPAの下記ページから参照できるので、併せてご覧ください。

<http://www.ipa.go.jp/security/tax/index.html>

(参考1) 情報基盤強化税制に関する参考ホームページ

○IPAページ

★ISO/IEC15408評価認証製品、メンテナンス型バージョンアップ製品リスト

<http://www.ipa.go.jp/security/tax/index.html>

★連携ソフトウェア（電子計算機利用高度化計画において定められたプログラムとしてIPAにより技術上の評価を受けたもの）のリスト

<http://www.ipa.go.jp/software/open/osscc/rp/index.html>

○国税庁ページ

★ISO/IEC評価認証製品のバージョンアップについて

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/hojin/27/05.htm>

★法令解釈通達

（第10条の6－個人事業者）

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kobetsu/shotoku/sochiho/801226/sinkoku/57/10/05.htm>

（第42条の11－法人）

http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kobetsu/hojin/sochiho/750214/01/01_42_11.htm

（第42条の11－法人－趣旨説明）

http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/hojin/070313_2/03.htm

（第68条の15－法人・連結納税適用）

http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kobetsu/hojin/sochiho/030228/02/02_68_15.htm

(参考2) 情報基盤強化税制に関する主な根拠法令条文 (一覧)

○ 租税特別措置法

- ・ 第10条の6
情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除(個人事業者)
- ・ 第42条の11
情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(法人)
- ・ 第68条の15
情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(法人・連結納税適用の場合)

○ 租税特別措置法施行令

- ・ 第5条の8
情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除(個人事業者)
- ・ 第27条の11
情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(法人)
- ・ 第39条の45
情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(法人・連結納税適用の場合)

○ 租税特別措置法施行規則

- ・ 第5条の11
情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除の対象範囲等(個人事業者)
- ・ 第20条の5の2
情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除の対象範囲等(法人)

(参考3) 中小企業投資促進税制について

本税制の適用対象でない場合でも、以下のIT関連製品については、資本金1億円以下の法人及び個人事業者等のみ、中小企業投資促進税制(税額控除7%又は特別償却30%)の適用があります。

(IT関連の対象設備)

- ・ 電子計算機 ・ デジタル複合機
- ・ ソフトウェア (OS、データベース管理ソフトウェア、連携ソフトウェア等を除きます。)

制度の詳細については、中小企業庁の下記ページにてご確認下さい。

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>



METI
Ministry of Economy
Trade and Industry



問い合わせ先

経済産業省 商務情報政策局 情報処理振興課

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL 03 (3501) 2646

経済産業省ホームページ http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/zeisei/index.html